

留萌市営繕工事における週休2日工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、留萌市が発注する営繕工事において、建設業の担い手確保や入職しやすい環境づくりを計画的に行う等受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、週休2日工事を設定する工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

- ①月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期内において、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日から後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日までの期間をいう。

ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間（自主施工期間で工事を一時中止する期間を含む。）など、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間などは含まないものとする。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して、現場事務所での事務作業を含む一切の作業がなく、現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事又は分割発注工事（以下「分離・分割発注した工事」という。）の場合に、各発注工事単位で、1日を通して、現場事務所での事務作業を含む一切の現場作業がない状態をいう。

なお、分離・分割発注した工事においては、受注者間で調整の上、現場閉所日を設定することが望ましいが、工程上必要な場合など、工事毎に現場休息日を設定することを妨げるものではない。

(5) 4週8休以上

① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 当面の間、以下のいずれかに該当するものを除き、原則として、全ての工事を対象とする。

ア 緊急に対応することが必要な工事

イ 工期に占める工場等での製作過程に要する日数の割合が高い工事

ウ 施行時期又は工期末に制限のある工事

エ 維持工事

オ その他施設状況等により、対応が困難な工事

(発注方式)

第4条 受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む、受注者希望方式とする。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努める。

(対象工事である旨の明示)

第5条 入札公告及び特記仕様書において、週休2日工事の対象であることを明示する。

(積算方法等)

第6条 積算方法については当該各号に定めるところによる。

(1) 補正方法

週休2日工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。なお、補正方法については、「週休2日工事实施要領補足事項」によるものとする。

① 月単位の週休2日工事（4週8休以上） 1.04

② 通期の週休2日工事（4週8休以上） 1.02

(2) 積算及び変更方法

月単位の4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(工期の変更)

第7条 工期の変更理由が次の各号に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

(1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合

(2) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

(3) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(現場閉所等の確認方法)

第8条 現場閉所等の確認方法については当該各号に定めるところによる。

(1) 工事着手前

ア 受注者は、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手する日及び後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出

等)を終える日、工場製作のみを実施する期間などで対象外とする期間について、工事監督員に確認のうえ予定を決定し、対象期間を設定する。

イ 分離・分割発注した工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように調整したうえで現場閉所（現場休息）の予定日を決定する。

ウ 受注者は、現場閉所（現場休息）の予定日を明示した計画工程表（任意様式とし、他の書類と兼ねることができる。）を工事監督員に提出する。

(2) 工事着手後

ア 工事監督員は、適宜、対象期間内の現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

イ 工事監督員は、現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

(3) その他留意事項

ア 工事監督員は、災害対応等の緊急時を除き、現場閉所日（現場休息日）の前日などに現場閉所中（現場休息中）の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

イ 工事監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離・分割発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

ウ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、工事監督員は受注者と協議する。

エ 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、工事監督員と協議のうえ、振替休日等による休日取得により対応することを可とする。

なお、現場閉所日（現場休息日）に現場内の安全確認等が必要な場合の人員は、最低限の人数とすること。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降に入札を行う営繕工事から適用する。

営繕工事における週休2日工事実施要領補足事項

1 工事費の積算方法

週休2日工事において、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、「2 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に営繕工事における週休2日工事実施要領（以下「実施要領」という。）の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、実施要領の補正係数から算出した以下の表1、表2及び表3の補正率の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表1 建築工事の補正率

工種	摘要	通期の週休2日工事		月単位の週休2日工事	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.01	1.01	1.03	1.03
土工事		1.01	1.01	1.02	1.02
地業工事		1.01	1.01	1.02	1.02
鉄筋工事		1.01	1.01	1.03	1.03
コンクリート工事		1.01	1.01	1.03	1.03
型枠工事		1.01	1.01	1.03	1.03
鉄骨工事		1.02	1.02	1.03	1.03
既製コンクリート		1.01	1.01	1.02	1.02
防水工事	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14	1.03	1.16
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事		1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事		1.01	1.01	1.02	1.02
木工事		1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びびとい		1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.02	1.1
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01	1.03	1.03
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16	1.03	1.17
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.1	1.02	1.11
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16	1.03	1.18
建具	物価単価	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.15	1.03	1.17
塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事	市場単価	1.01	1.13	1.03	1.14
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
仕上げユニット		1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.01	1.01	1.02	1.02
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.01	1.01	1.02	1.02

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	通期の週休2日工事		月単位の週休2日工事	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ 及び同ボックス	1.01	1.19	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.17
	位置ボックス及び位置ボッ クス用メンテナンス	1.01	1.18	1.03	1.20
	プルボックス	1.01	1.13	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブ ルラック用（壁・床）	1.01	1.14	1.02	1.16
	防火区画貫通処理金属 管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.06
	（電動機その他接続材 工事）金属製可とう電 線管	1.01	1.15	1.02	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.03	1.19
設置工事	（接地極工事）銅板 式、銅覆鋼棒、接地極 埋設票（金属製）	1.01	1.01	1.02	1.02

表3 機械設備工事の補正率

工種	摘要	通期の週休2日工事		月単位の週休2日工事	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及 び低圧ファン類	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパー等の取付手 間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24
衛生器具設備 （ユニットを 除く）	取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24